

令和4年度

お知らせ



歯科医療機関での幼児フッ素塗布一部助成

1歳6か月児健診から3歳児健診にかけて、むし歯になるお子さまやむし歯の本数が増えるお子さまが急激に増加します。

本市では、令和3年度より、フッ素塗布を目的とした歯科受診をきっかけに、かかりつけ歯科医をつくることで、お子さまの歯や口の状態の確認・生活習慣の見直し・むし歯ゼロを目指し、当事業を実施しております。フッ素は、歯の質を強化したり、歯の石灰化を促したりするなどの効果があるとされております。お子様の歯の健康のために、ぜひ積極的にご利用ください。

- 【対象者】★平成31年4月1日から令和2年2月28日までに生まれた2歳児
★令和2年3月1日から令和3年2月28日までに生まれた2歳児

【期間】受診票を受け取ってから3歳の誕生日まで（転入の場合も同じ）

【内容】歯科医療機関での口腔内チェック・フッ素塗布にかかる費用の助成

【方法】①市の2歳児相談で受診票を受け取る

※転入者は、こども課窓口で受診票を受け取る

②希望する歯科医療機関（下記）に電話等で予約し、受診する。

③窓口で、自己負担の500円を支払う（市から1,000円助成）

【持ち物】受診票（必要事項記入）・保険証・500円（自己負担分）

【注意事項】1.助成を受けられるのは1回のみです。

2.フッ素塗布はむし歯があると効果が薄くなるので、歯科医師の診断により治療優先を勧められることがあります。その場合、期間内であれば助成は受けられます。

3.受診票は対象児以外は使用できません。（兄弟や家族の使用・譲渡不可）

4.市外へ転出した場合や期間外の受診票は無効となり使用できません。

※転出後、期間外の受診が判明した場合には助成分をお支払いいただきます。

5.受診当日は、事前に歯みがきで口の中をきれいにして受診してください。



〔助成が受けられる市内協力歯科医療機関〕

(50音順)

医療機関名	電話番号 (0287-)	住所 (那須烏山市)	医療機関名	電話番号 (0287-)	住所 (那須烏山市)
浅倉歯科医院	84-1180	谷浅見 986-1	スマイル歯科	88-5505	藤田 1477
石川歯科医院	82-2462	金井 1-8-4	藤井歯科医院	84-1921	中央 3-3-5
石川歯科医院	84-1818	金井 2-9-6	みどり歯科	88-5155	南大和久 451-2
石倉歯科医院	88-0633	鴻野山 209-7	若林歯科医院	82-2422	中央 1-18-32
岡林歯科医院	82-2646	初音 6-6			

お問い合わせ先：那須烏山市 こども課 母子保健グループ ☎88-7116

